

令和元年5月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(行コ)第23号海外視察費返還履行請求控訴事件(原審 青森地方裁判所平成28年(行ウ)第3号)

口頭弁論終結日 平成31年4月23日

判 決

青森市長島一丁目1番1号

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

同

同指 定 代 理 人

同

同

同

同

青 森 県 知 事

三 村 申 吾

菊 池 至

熊 谷 清 一

山 田 秀 隆

藤 田 繁 行

山 内 美 智 子

大 山 匡 省

小 山 内 健 一

相 馬 清 範

青森県弘前市元大工町16番地

被 控 訴 人

同代表者代表幹事

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

弘前市民オンブズパーソン

葛 西 聡

高 橋 輝 雄

千 葉 展 浩

小 野 寺 信 一

畠 山 裕 太

石 上 雄 介

松 澤 陽 明

齋 藤 拓 生

同	十	河	弘
同	渡	部	雄 介
同	千	葉	晃 平
同	宮	腰	英 洋
同	坂	野	智 憲
同	野	呂	圭
同	原	田	憲
同	宇	部	雄 介
同	下	大 澤	優
同訴訟復代理人弁護士	若	山	優 華

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 (本案前の申立て)
被控訴人の訴えをいずれも却下する。
- 3 (本案につき)
被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 青森県議会は、「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」を調査目的として、神山久志議員(以下「神山議員」という。)及び寺田達也議員(以下「寺田議員」という。)をブラジル連邦共和国のサンパウロ市に派遣し(以下「本件海外派遣」という。), 青森県は、その旅費として、神山議員に対し72万6850円を、寺田

議員に対し71万6645円を、それぞれ支給した。

本件は、被控訴人が、本件海外派遣は、五所川原市の「五所川原立佞武多海外情報発信事業」（以下「本件五所川原市事業」という。原判決2頁1.6行目参照）に同伴、随行するものにすぎないから、派遣の合理的な必要性を欠く、違法なものであり、神山議員らに支給された旅費も法律上の原因を欠くものとして同議員らの不当利得となり、また、同議員らは民法704条前段の「悪意の受益者」に当たるところ、青森県の執行機関である控訴人は同議員らに対する不当利得返還請求を怠っていると主張して、控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、神山議員に対し72万6850円及びこれに対する平成27年2月25日（旅費の精算手続が行われた日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による民法704条前段に基づく利息の支払を請求することを、寺田議員に対し71万6645円及びこれに対する前同日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による民法704条前段に基づく利息の支払を請求することを、それぞれ求めた住民訴訟の事案である。

これに対し、控訴人は、本案前の答弁として、本件住民監査請求（原判決7頁22行目参照）は地方自治法242条2項本文所定の請求期間を徒過したものであるとして、被控訴人の訴えの却下を求め、本案について、請求の棄却を求めた。

2 原審は、次のとおり判示して、被控訴人の請求を、神山議員に対し72万6850円の支払を、寺田議員に対し71万6645円の支払を、それぞれ請求することを求める限度で認容し、その余の部分棄却した。

(1) 神山議員らに対する旅費の概算払は平成27年1月16日に行われているものの、その精算手続が行われたのは同年2月25日であり、本件住民監査請求が行われたのは平成28年2月22日のことであるから、本件住民監査請求は精算手続から1年以内にされており、適法である（原判決15頁～1

6 頁)。

(2) 本件海外派遣のうち、本件五所川原市事業の視察に係る目的に不合理はないものの、本件海外派遣によらずとも、五所川原市職員からの事情聴取等の情報収集によっても、その目的を達することは十分可能であったから、本件海外派遣は必要がなかったというべきであり、少なくとも、一人当たり約 70 万円もの費用を二人分かけてまで行う必要はなかった (同 27 頁～33 頁)。

(3) 本件海外派遣の目的に、県人会との交流があるとしても、本件海外派遣は、本件五所川原市事業の視察の目的のために必要なものではなかったから、在伯青森県人会 (以下「県人会」という。) との交流のために必要なものであったとしても、本件海外派遣の必要性を肯定することはできない (同 33 頁～35 頁)。

(4) 本件海外派遣は違法であるから、神山議員らが受給した旅費は、いずれも法律上の原因を欠き、同議員らの不当利得に当たるが、同議員らは「悪意の受益者」であるとは認められないから、利息請求を求める部分には理由がない (同 35 頁～36 頁)。

3 控訴人は、原審の判断を不服として控訴し、原判決中における敗訴部分の取消しと、同部分に係る訴えの却下又は請求の棄却を求めた。

4 本件における関係法令等の定め及び前提事実は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第 2 の 2 及び 3 において摘示するとおりであるから、これを引用する (ただし、「原告」を「被控訴人」と、「被告」を「控訴人」と、それぞれ読み替える。以下、原判決を引用する場合は、同様とする。)

(原判決の補正)

(1) 原判決 4 頁 11 行目の「行う。」の後に、次のとおり加える。

「海外派遣は、任期中において議員 24 人以内とする。ただし、任期中において同一の議員は二回派遣しない。」

(2) 原判決 5 頁 15 行目の「本件海外派遣」を「神山議員及び寺田議員を派遣議員とする本件海外派遣」と改める。

(3) 原判決 6 頁 25 行目の「青森県は、本件各議員に対し、」を「青森県議会事務局長は、前記(3)イのとおり、神山議員らを派遣議員とする本件海外派遣の議案が可決されたことから、旅行依頼簿を作成し、これに基づく青森県議会事務局総務課長の支出命令により、」と改める。

5 本件における争点及びこれに対する当事者の主張は、次の当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の第3の1及び2において摘示するとおりであるから、これを引用する。

(当審における控訴人の主張)

(1) 本件住民監査請求は、概算払に関するものであるから、平成28年1月16日を経過したときは、不適法となる。そして、精算手続においては、神山議員に対して1万0080円が追加支給されたにすぎず、寺田議員に対しては追加支給はなかった。神山議員らに支給された海外派遣費の全額について住民監査請求が可能になるとすれば、法が請求期間を制限した趣旨が没却されることになる。

(2) 海外派遣は、本県の課題又は重要な事務に関する海外調査を行うものであって、具体化まで時間を要するものである。海外派遣がされたからといって、直ちに成果が得られるものではなく、それぞれの議員活動を通じて反映されるものである。また、議員派遣結果報告書に成果の記載がないからといって、派遣の必要性を否定することはできず、平成27年6月議会において、齊藤議員（原判決12頁3行目参照）が、本件海外派遣を踏まえた質問をしたことは、具現化された成果である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件住民監査請求は、法定の請求期間を徒過したものではないから、適法であり、神山議員らが受給した本件海外派遣に係る旅費は不当利得

に当たると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」の第４の１及び２において説示するとおりであるから、これを引用する。

２ 原判決の補正

- (1) 原判決１５頁１９行目の「具体的には、」から同頁２４行目の「特定性に欠けるものではない。）。」までを、次のとおり改める。

「本件住民監査請求は、本件海外派遣に係る公金の支出、すなわち、旅費の概算払及びその後の精算手続における財務会計上の行為の違法、不当を主張し、その返還等の是正を求めているものと認められ、現に、監査委員も、このような理解を前提に、本件住民監査請求を不適法としておらず、本件海外派遣に係る公金の支出の違法性等について判断している（甲１）。」

- (2) 原判決１６頁４行目の冒頭から同頁８行目の末尾までを、削る。
- (3) 原判決２２頁２行目の「本件各議員」から同頁４行目の「作成した」までを、「本件議員報告書は、上記のような経緯により、作成された」と改める。
- (4) 原判決２７頁１行目の「国内や」及び同頁５行目の「及び」から同頁７行目の「民集５７巻１号１頁」までを、それぞれ削る。
- (5) 原判決２８頁２５行目の冒頭から同頁２６行目の「検討すると、」までを、次のとおり改める。

「 前述のとおり、本件議員派遣申し合わせ事項（原判決３頁１９行目参照。甲９）によれば、議員派遣を終了した議員は、議員派遣結果報告書を作成して、議長に提出しなければならず、神山議員らも、平成２７年３月９日、本件議員報告書（同７頁１６行目参照。甲５）を議長に提出している。そして、これに先立ち、五所川原市においても、五所川原市長に対し、本件五所川原市復命書（同７頁１２行目参照。甲１１）が提出されている。」

- (6) 原判決２９頁２３行目の「したがって、」から同３３頁２３行目の末尾ま

でを、次のとおり改める。

「なお、前記認定事実（(1)カ（原判決21頁））によれば、本件議員報告書は、本件五所川原市復命書の案をもとに起案されたものと認められる。上記によれば、本件議員報告書の記載内容からは、神山議員及び寺田議員が本件五所川原市事業を視察しなければ、記載することができないような内容が記載されているとは認められない。

また、本件海外派遣の議案は、平成26年12月9日、県議会において議決されたが、これは神山議員らの議員派遣提案書（甲4）に基づくものであり、同提案書には日程表が添付されていた（なお、日程表には、スケジュール等として、パレード調査が記載されているのみで、県人会との昼食会は記載されていなかった。）。この日程表は五所川原市が策定したものであり、これによれば、神山議員らは、本件海外派遣において、五所川原市職員と終始行動をともにすることになっており、現に、サンパウロ市において、同職員と別行動をとり、独自の調査活動をしていた事実は認められない。このほか、本件海外派遣を成果あるものとするためには、神山議員らにおいても、調査事項に係る下調べをするなど、派遣に向けた何らかの準備をしてしかるべきところ、寺田議員は、本件海外派遣の前に、カーニバルの規模について、旅行社から聞いたにすぎず、神山議員における準備内容も明らかでないこと（証人寺田23頁～24頁）を考慮すると、本件海外派遣の前から、本件海外派遣において得られる情報は、五所川原市職員が得られる情報と、ほぼ同一のものとなり、これ以上に派遣されたことに見合う情報を得ることは、客観的に見て、およそ期待できない状況にあったと認められる。

これに対し、控訴人は、直接現地に赴いて情報を集めることの重要性を強調し、本件海外派遣が必要であったと主張する。確かに、本件カーニバル会場において、立佞武多に対するサンパウロ市民の反応を体感する

ことは有意義である。しかし、前記認定事実 ((1)エ(ア), (イ) (原判決 18 頁, 19 頁)) によれば, 神山議員らが現地で体感して得られた情報として, ①本件山車の土台が, 本来の土台よりも低いものとなっていることから, 実物よりも大きさに迫力がないと感じたこと, ②本件カーニバル会場での本件山車への反応は, 他の山車に比べて, 反響が大きいと感じたこと, ③本件山車について, 和紙から出る電灯の明かりが他の山車と違い, 独特なものであったことが認められるものの, これ以外に得られた情報について, 神山議員らは具体的な説明をしていない。

さらに, 神山議員らの本件海外派遣後の活動を見るに, 前記認定事実 ((1)ク (原判決 26 頁)) によれば, 寺田議員は, 東京オリンピックの関係組織に知人がいる齊藤議員を通じて, 東京オリンピックのイベントに立佞武多を利用してもらえるように働きかけをしようとしたことや, 青森県及び五所川原市に対し, 立佞武多の山車がフランスのイベントに参加する際, 予算が多少増加しても, 実物大の山車を用いた方が宣伝効果が大きい旨の助言をしたことが認められる。しかし, 立佞武多が青森県にとって貴重な観光資源であって, 実物大の山車の方が迫力があることは明らかであり, また, 寺田議員は, そもそも, 上記の関係組織について, どのような組織か, 把握していなかったこと (証人寺田 20 頁) に照らすと, 上記のような活動は, 本件海外派遣がなくても可能であったといわざるを得ず, 本件海外派遣での経験が生かされたものとは認められないから, これをもって, 本件海外派遣の必要性を肯定するに足りる成果ということとはできない。

このほか, 本件海外派遣は県議会の議決に基づくものであるところ, 神山議員らが提出した議員派遣提案書 (甲 4) には, 派遣目的として「五所川原市立佞武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」と, 添付された日程表にも, 「スケジュール

等」として「パレード調査」と記載されているにとどまり、県議会において、同提案書に基づく本件海外派遣の必要性について吟味、検討した形跡も特にうかがえないこと（甲6，甲7）を併せ、総合考慮すると、本件海外派遣の目的には合理性が認められるものの、神山議員らが本件五所川原市事業を視察することによって得られる情報は、五所川原市職員からの情報提供等によっても得られるものであり、青森県議会と五所川原市がこのような情報提供を期待できない関係にあったとは認められないから、その目的を達成する上で、144万3495円を支出してまで、神山議員らを派遣しなければならない合理的な必要性はなかったものといわざるを得ない。」

- (7) 原判決34頁19行目の「もっとも、」から同35頁1行目の末尾までを、次のとおり改める。

「また、平成21年及び平成26年には、青森県副知事、県議会議長らが県人会を訪問している（乙2，乙3）。このほか、本件海外派遣の主たる目的は、本件五所川原市事業の視察であり、県人会との交流はあくまで付随的な目的にすぎなかったことを考慮すると、県人会との交流という目的に合理性があるとしても、この目的を達するために、本件海外派遣が必要であったということはできない。」

- (8) 原判決35頁7行目の冒頭から同頁17行目の末尾までを、次のとおり改める。

「神山議員らに対する旅費の支払は概算払の方法により行われていることから、神山議員らは、帰国後、旅費の精算をしなければならないところ、上記のとおり、本件海外派遣に係る県議会の議決は違法なものであったことを踏まえると、これに基づき派遣された神山議員らは、精算手続において、受給した旅費相当額を返還すべきであって、それにもかかわらず、これを返還していないから、同額の利得がある。」

そして、神山議員らの本件海外派遣は、県議会の議決に基づくものであるところ、同議員らが提出した議員派遣提案書の記載内容や、県議会における本件海外派遣の必要性についての検討状況は前述のとおりであり、同議員らも、同議決において、これに賛成している（甲6，甲7）。このほか、同議員らが本件海外派遣を提案するに至ったのは、五所川原市が選挙区の寺田議員が本件五所川原市事業が行われることを聞き、立佞武多に対する現地の人の反応を見てみたいと考えたことがきっかけであり（乙4）、同提案書に添付された日程表は、五所川原市が作成したものであって、神山議員らの意向が特に反映されたものではないことに照らすと、同議員らにおいて、同提案書の提出に先立ち、派遣の内容やこれを踏まえた派遣の必要性について、真摯に検討していたとは認められないことを考慮すると、本件海外派遣に係る県議会の議決は、神山議員らとの関係においても、違法であり無効なものと判断するのが相当であるから、同議員らの上記利得に法律上の原因は認められない。

したがって、神山議員らには、受給した旅費相当額の不当利得が認められる。」

- (9) 原判決35頁26行目の「本件各議員」から同36頁3行目の末尾までを、次のとおり改める。

「神山議員らは、本件海外派遣の議案の議決が違法であり、これに基づく旅費を受給することについて、法律上の原因がないことを認識していたとは認められず、また、前述のとおり、県議会において、本件海外派遣の必要性についての吟味、検討がされた形跡はないものの、本件海外派遣は県議会の議決に基づくものであることに照らすと、同議員らに重過失があったとまでも認められないから、同議員らは「悪意の受益者」に当たらず、他にこれを認めるに足る証拠もない。」

3 控訴人の当審における主張について

(1) 控訴人は、精算手続においては、1万0080円が精算されたにすぎないから、旅費全額についての住民監査請求が適法になると、法が請求期間を設けた趣旨が没却されると主張する。しかし、本件海外派遣に係る精算手続においては、本件海外派遣に係る県議会の議決が違法である以上、旅費を支給すべきでなく、支給した旅費の全額を返還すべきであったから、実際に精算された金額が1万0080円であったとしても、旅費全額について住民監査請求を認めることは、法が請求期間を定めた趣旨を何ら没却するものではない。

(2) また、控訴人は、本件海外派遣の成果は直ちに得られるものではないし、平成27年6月の議会において、齊藤議員が、本件海外派遣を踏まえた質問をしていることは具現化された成果であると主張する。確かに、海外派遣によって、直ちに具体的な成果が得られるものではないものの、前述のとおり、そもそも、本件海外派遣については、派遣しなければ得られない情報はおよそ期待できなかったのである。また、平成27年6月の県議会の一般質問において、齊藤議員が「ブラジル・リオのカーニバルに五所川原市の立佞武多が参加し、観衆を圧倒させたというお話を聞きました。まさしく2020年東京オリンピックの前哨戦ともいえる取組であったかと思います。」などと発言しているものの（控訴理由書4頁）、これをもって本件海外派遣の成果と評することはできない。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

4 以上によれば、被控訴人の請求は、神山議員に対し72万6850円の支払を、寺田議員に対し71万6645円の支払を請求するよう求める限度で理由があるから、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第1民事部



裁判長裁判官 小 川 浩

裁判官 潮 見 直 之

裁判官 齊 藤 顕



これは正本である。

令和元年5月31日

仙台高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 橋本 由佳里

